

「確実に儲かる」と誘われたのに… 情報商材に関する契約トラブルに ご注意ください!

情報商材とは、高収入を得るためのノウハウ等の「情報」であり、主にインターネットの通信販売で販売されます。「情報」自体が商品となるため、購入するまで内容を確認することができないことから、「『儲かる』と説明されて購入したのに儲からない。」「内容が期待していたものと違った。」といったトラブルが多くみられます。「儲かる」等のセールストークを鵜呑みにせず、契約は慎重に検討するようにしましょう。

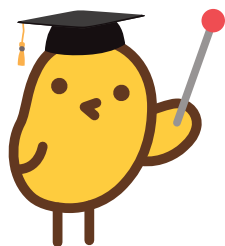
相談事例

- SNSで知り合った人に「仮想通貨で確実に儲かる。」と勧められて情報商材を購入したが、内容が説明と異なるうえに全く儲からない。騙されたと思うので返金してほしい。
- 副業サイトで見つけた投資の情報商材について問い合わせると、「あなただけに特別な商品を教える。」などと強引に別の高額な情報商材を勧められた。断り切れず消費者金融でお金を借りて購入したが、内容が期待していたものと違ったためやめたい。



アドバイス

- 「簡単に儲かる」というような「うまい話」を鵜呑みにせず、契約は慎重に検討するようにしましょう!
- 「元が取れる」と言われても、借金をしてまで契約しないようにしましょう!
- トラブルに遭ったり、不安に感じた場合は、消費生活相談窓口へ早めに相談しましょう!



【あいち暮らしWEB
キャラクター ビッピ】

特殊詐欺の被害防止に向けた お声掛け・通報への協力をお願いします!!

愛知県内では、特殊詐欺の被害が依然として多発しています。

愛知県警察では、多発する特殊詐欺の被害を防止するため、金融機関、コンビニエンスストアなど事業者の皆様へ、高額な現金を引き出される高齢のお客さまや、高額な電子マネーを購入されるお客さまなどへのお声掛けや警察への通報を依頼しています。

★お客様へ★【警察からの依頼により、お声かけさせていただいています】

架空請求メール

架空請求ハガキ

いずれも詐欺です！ いますぐ警察へ

STOP! 特殊詐欺 愛知県警察

このような声掛け等の取組により、平成30年(2018年)中、金融機関では145件、約1億7,334万円、コンビニエンスストアでは、102件、約1,660万円と非常に多くの特殊詐欺被害を未然に防止していただきました。

金融機関やコンビニエンスストアにおける被害防止に向けた取組にご理解いただき、声掛けや、質問等への対応にご協力をお願いいたします。

【警察本部生活安全総務課】

大切なあなたのお金を守るため

全件通報

にご協力をお願いします

警察では、特殊詐欺被害防止のため、各金融機関に対し、ご高齢のお客さまが高額の現金をされる際、職員によるお声掛け警察への通報をお願いしています。

STOP! 特殊詐欺 愛知県警察

気の合う仲間とお金の学習会を しませんか?



愛知県金融広報委員会では、中立・公正な立場から、金融広報アドバイザー(金融経済情報を伝える専門家)を講師として**無料**で派遣しています。

テーマ例

- ☆貯金箱を作ってお金の大切さを知ろう!(小学生) ☆キャッシュレス
- ☆ライフプランを考えよう! ☆税について知ろう ☆年金と社会保障
- ☆家計管理 ☆定年後の生活設計 ☆気をつけよう悪質商法 ☆終活

参加人数 原則10名以上 講演時間 45分～

会場 主催者側でご用意ください

お気軽に
ご連絡
ください!



【愛知県金融広報委員会】

問合せ先

愛知県金融広報委員会(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課内)

TEL 052-954-6603 FAX 052-961-1317

知るぽると 愛知 検索

愛知県消費生活相談員人材バンクの登録者を募集します!

県内市町村における消費生活相談員の人材確保を支援するため、人材バンクへの登録者を募集しています。

登録対象者

県内の消費生活センター・相談窓口への就職を希望する以下の(1)(2)のいずれかの要件を満たす方

- (1)消費生活相談員資格試験の合格者
- (2)消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する方

登録資格・方法等は愛知県のWebページでご確認ください。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000084884.html>

申込み・問合せ先

県民生活課消費生活相談・消費者教育グループ ☎052-954-6165

〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2(申込みは一般書留のみ)

※人材バンクの登録は就職先を保証するものではありません。



【県民文化局県民生活部県民生活課】

豚コレラは人に感染しません! 豚肉は安全です

豚コレラは、豚、いのししの病気で、人には感染しません。仮に豚コレラにかかった豚の肉を食べても体に影響はありません。また、豚は、全頭、都道府県等のと畜検査員が検査しており、合格したものだけが市場に流通します。

電話相談窓口

受付時間: 8時45分~17時30分 ※土日祝日除く

豚コレラの防疫対策について

畜産課 052-954-6425

食品の安全について

生活衛生課 052-954-6297



【農業水産局農政部食育消費流通課】

保存食の
「賞味期限」に
ご注意!

災害時における 食の安全・安心対策

災害に備え保存食を準備していても、賞味期限が切れていたら、食べることが出来ないかもしれません。賞味期限は、おいしく食べられる期間であり、期限が切れたらすぐに食べられなくなるものではありませんが、できるだけ賞味期限内に食べられるよう、保存食や備蓄用飲料水の賞味期限は定期的に確認するようにしましょう。

災害用非常持出し袋に「ウエットティッシュ」と「消毒用アルコール」のご準備を。食中毒予防の第一歩として手洗いがありますが、災害時など水道が使えない際には十分に手洗いができなくなるにより、食中毒につながる可能性があります。そのようなときはウエットティッシュなどで手の汚れを拭き取り、アルコール消毒をしましょう。



【保健医療局生活衛生部生活衛生課】

住宅用火災警報器は 設置して10年が取替えの目安です



住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し、火災の発生を知らせる機器です。愛知県では平成20年(2008年)6月までに、すべての住宅の寝室等に設置が義務付けられ、設置義務化から10年以上が経過しました。

古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しない恐れがあるため、とても危険です。

定期的に点検ボタンを押す、またはひもを引いて「作動確認」を行いましょう。音が鳴らなければ、電池または本体を交換しましょう。

【防災安全局防災部消防保安課】

消費者教育の教材をご活用ください!

～消費者教育・啓発用映像教材を貸出しています～

契約・クレジット・悪質商法・消費者教育・衣食住・環境など、消費者問題に関する映像教材(DVD)の貸出を行っています。

社会科(公民)、家庭科、商業科などの授業や研修等で、ぜひ、ご活用ください。※貸出予約も承ります。



愛知県 消費者教育DVD

あいち消費生活情報

メールマガジンを配信しています!



愛知県から最新の消費者トラブル情報、消費者教育、消費生活に関するイベント情報等を月に1度お届けします。ぜひ、ご登録ください!

登録方法

- ★右記のQRコードから登録画面へアクセス!
- ★メールアドレスを入力するだけで登録できます!



お問い合わせはお気軽に、県民生活課まで! ☎052-954-6603(消費生活相談・消費者教育グループ)

消費者契約法が改正されます(6月15日施行)

「消費者契約法」では、事業者側に不当な勧誘行為があった場合、契約を取り消しうる等、消費者と事業者の情報量や交渉力の格差から消費者の利益を守るルールを定めています。

この消費者契約法の改正法が2019年6月15日に施行され、取消しうる不当な勧誘行為等が追加されます。

主な改正のポイント

取消しうる不当な勧誘行為に以下の項目を追加

- 不安をあおる告知
- 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用
- 加齢等による判断力の低下の不当な利用
- 靈感等による知見を用いた告知
- 契約締結前に債務の内容を実施等
- 不利益事実の不告知の要件緩和

【県民文化局県民生活部県民生活課】

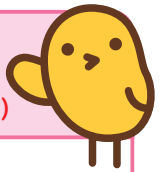
困った時は
早めに相談しましょう。

消費者ホットライン

※身近な消費生活相談窓口につながります。

☎188

(いやや!)



県 愛知県消費生活総合センター (052)962-0999

市町村 ※相談は、原則それぞれの市町村にお住まいの方を対象としています。 相談受付日や時間は市町村のWEBページや広報紙等で事前に確認してください。	名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	東海市消費生活センター	(052)603-2211
	岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	大府市消費生活センター	(0562)45-4538
	一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	知多市消費生活センター	(0562)36-2688
	瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	知立市消費生活センター	(0566)95-0195
	知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569)32-2444	尾張旭市消費生活センター	(0561)53-2111
	春日井市消費生活センター(市民活動推進課)	(0568)85-6616	岩倉市消費生活センター	(0587)37-7867
	海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	(0567)23-0150	豊明市消費生活センター	(0562)85-3712
	碧南市消費生活センター	(0566)41-3311	日進・東郷消費生活センター	(0561)56-0039(日進) (0561)38-3111(東郷)
	刈谷市消費生活センター	(0566)91-1195	清須市消費生活センター	(052)325-5151
	豊田消費生活センター	(0565)33-0999	北名古屋市消費生活センター	(0568)22-1111
	安城市消費生活センター	(0566)76-7749	みよし市消費生活センター	(0561)32-8015
	西尾市消費生活センター	(0563)65-2161	長久手市消費生活センター	(0561)64-6503
	犬山市消費生活センター	(0568)44-0398	扶桑町消費生活センター	(0587)93-1111
	常滑市消費生活センター	(0569)47-6139	東三河消費生活総合センター	(0532)51-2305
	江南市消費生活センター	(0587)53-0505	・東三河消費生活豊川センター	(0533)89-2238
	小牧市消費生活センター	(0568)76-1119	・東三河消費生活蒲郡センター	(0533)66-1204
	稲沢市消費生活センター	(0587)32-2594	・東三河消費生活田原センター	(0531)23-3818
		・東三河消費生活新城センター	(0536)23-6260	

2019年5月1日現在

危険です!ながらスマホ

発行/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

・発行月/2019年5月